

第1章

自閉症の教育課程と「社会性の学習」

- 1 自閉症の教育課程の開発と「社会性の学習」
- 2 「社会性の学習」の目標と内容
- 3 「社会性の学習」の指導形態
- 4 「社会性の学習」に関わるアセスメント
- 5 「社会性の学習」に関わる指導の手だて

第1章 自閉症の教育課程と「社会性の学習」

1 自閉症の教育課程の開発と「社会性の学習」

東京都教育委員会は、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、その中で「知的障害養護学校における自閉症の児童の教育課程の研究・開発」を示し、自閉症の教育課程の研究・開発に着手しました。

自閉症の教育課程は、自閉症の児童の障害特性である、社会性や認知・コミュニケーション等の困難さに必要な支援を実施していくとともに、感覚の過敏性などに配慮した環境の中で、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としています。

そして、東京都教育委員会では、自閉症の教育課程の中心として、知的障害特別支援学校の「各教科等を合わせた指導」の中に新たな指導の形態として「社会性の学習」を創設することとしました。

2 「社会性の学習」の目標と内容

(1) 「社会性の学習」の目標

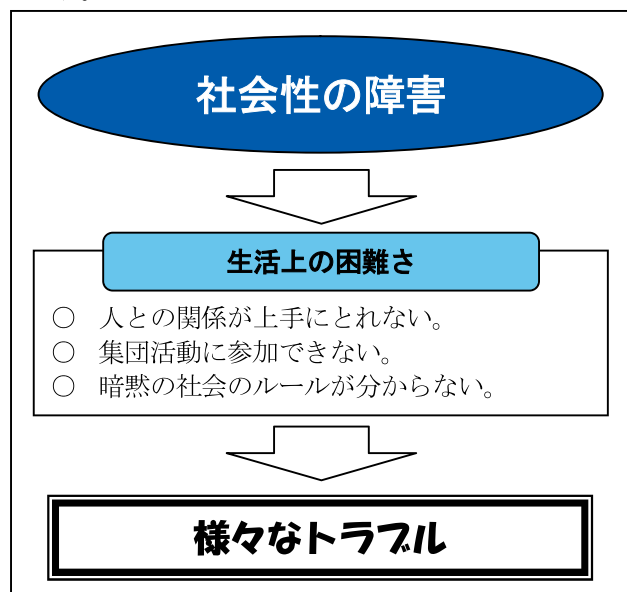
目標

一人一人の自閉症のある児童が、対人関係や社会生活に関わる行動について対応できるように必要な知識、技能及び習慣を養い、適切な支援を受けながら行動できる力を培うことを目標とする。

(東京都立特別支援学校小学部・中学部 教育課程編成基準・資料より)

自閉症の児童は、他者の気持ちを身振りや顔の表情から読み取ったり、他者の感情や意図に共感したり、その場面や状況の意図を理解したりしながら学習していくことが難しいという課題を抱えています。これらは、他者との社会的関係の形成の困難さを示すもので、社会性の障害とも言われ、例えば次のような状態があります。

- ① 周りの人が存在しないかのように振る舞い、呼ばれても振り向かない。話しかけられても答えず、時々人をいちべつするだけで見ぬ振りをするか見過ぎたりする。
- ② 人との接触を受け入れ、他人を避けることはしないが、自分から人と関わろうとすることが少ない。
- ③ 周りの人へ自分から積極的に関わろうとするが、一方的になることが多い。
- ④ 周りの人などに合わせて行動しようとするが、相手の気持ちを考えたり、時間や周囲の状況に応じて行動したり



することが困難である。

これらの社会性の障害があることから自閉症の児童は、生活上の人との関わり方や行動の仕方を自然に学習することが難しくなります。そのため、社会のルールを結果として無視したり、人と上手に関われなかったり、集団活動ができなかったりという、生活上の困難が生じることになります。

「社会性の学習」の目標は、自閉症の社会性の障害そのものの改善・克服ではなく、一人一人の自閉症の児童が、自閉症の障害ゆえに生じる学習上、生活上の様々な困難の状況が改善されるように支援していくとともに、支援のための手だてを考えていくことにより、周囲との関係で生じる困難さを軽減し、社会参加の幅を広げていくことです。

このため、教師は、自閉症の児童が、現在の学校生活や家庭生活もしくは将来の地域生活において、出会うであろう、つまづきやすいこと、困ることなどの困難な状況を想定して、その困難を改善、軽減していけるような知識や技術を学習する方法を見出すことが大切です。さらに、スケジュールや手順表のような支援のための手だてを併せて考えていくことが重要です。そのことによって、自閉症の児童の社会参加の幅が一層広がっていくと考えられます。

自閉症学級を担当する教師は、自閉症の障害特性を踏まえ、自閉症の児童の発達のアンバランスさや、一人一人の発達段階等を考慮した「社会性の学習」を指導していくことが大切です。

(2) 教育課程上の位置付け

「社会性の学習」は、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定による各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」の一形態として位置付ける。

(東京都立特別支援学校小学部・中学部 教育課程編成基準・資料から)

「社会性の学習」は、自立活動も含む、各教科等を合わせた指導に位置付けています。この理由は、自閉症の障害の特性の一つである社会性の障害に対して、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の指導内容との関連を図り、より包括的な指導を行うことが、実際の生活の中での改善につながると考えられたからです。社会性の障害に起因する困難は、実際に生活する、例えば、買物をするお店、働く職場、移動するための交通機関などの現在と将来の社会環境との関連のなかで起こることです。このため、障害特性に配慮しつつ、文字や数の学習などの教科学習と関連させながら、買物や公共交通機関の利用をはじめとするソーシャルスキルを学ぶことを大切にしようとするものです。

ア 「社会性の学習」と自立活動の関係

平成 21 年 3 月告示の新しい特別支援学校学習指導要領*では、「自立活動」の大幅な改訂がありました。この改訂は、まさに、自閉症の児童・生徒の指導を考慮した改訂であり、自立活動の従来の 5 区分に、新たに「人間関係の形成」が加えられ、次の 6 区分となりました。

- | | | |
|-----------|------------|---------------|
| (1) 健康の保持 | (2) 心理的な安定 | (3) 人間関係の形成 |
| (4) 環境の把握 | (5) 身体の動き | (6) コミュニケーション |

東京都教育委員会の「東京都立特別支援学校小学部 教育課程編成基準・資料」(平成 22 年 2 月)においては、自立活動について、次のように記しています。「知的障害特別支援学校

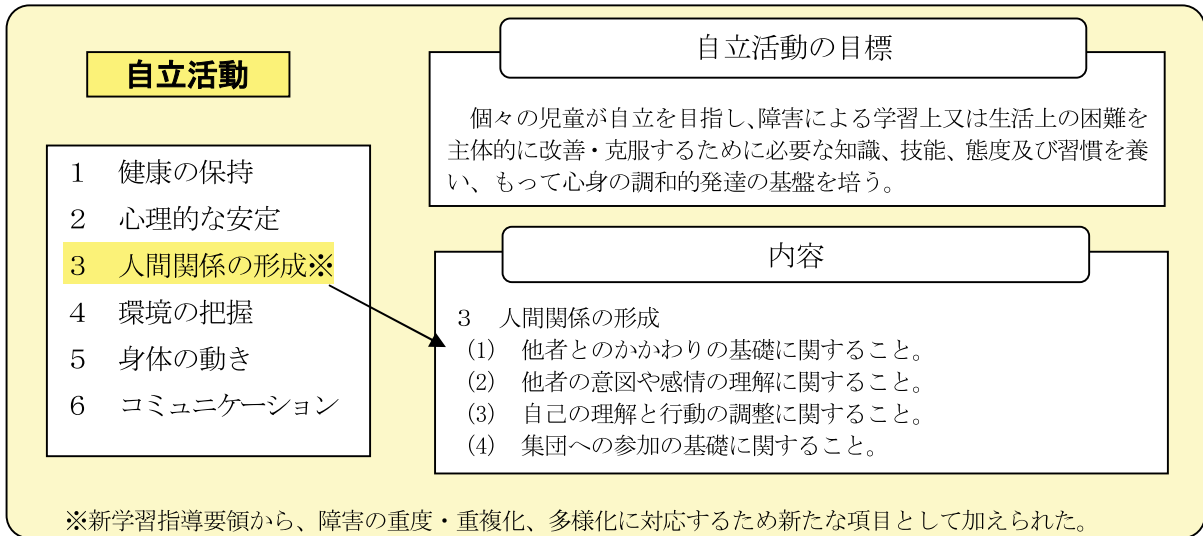
に在籍する児童には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。(略) このような状態等に応じて各教科の指導などのほかに、障害による困難の改善等を図る特別な指導(自立活動の指導)を効果的に行う必要がある。」また、指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の指導内容との関連を図り、両者が相補い合って、効果的な指導が行われるように配慮する事が大切であるとしています。このため、東京都教育委員会は、知的障害特別支援学校における自立活動の指導は、時間を設けることによる指導よりも、教育活動全体で行うことを好ましいとしています。

したがって、「社会性の学習」は、自立活動の指導内容を参考にしつつ、自閉症の障害特性に応じて、総合的に学習内容を取り扱うものです。

* 特別支援学校学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）の自立活動の内容

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。</p> <p>(4) 健康状態の維持・改善に関する事。</p> <p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関する事。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。</p> <p>(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。</p> <p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関する事。</p> <p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関する事。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。</p>	<p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。</p> <p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関する事。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。</p> <p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関する事。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関する事。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。</p>
--	---

参考 「社会性の学習」と自立活動の関係



+

